

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会
短時間勤務嘱託職員採用試験要項
【令和8年4月1日付採用予定】

1 採用職種及び募集人員

採用職種	募集人員	勤務場所
短時間勤務事務職員（嘱託職員）	2名	勤務場所は8に記載

2 職務の内容

- (1) 日常生活自立支援事業(権利擁護事業)において、利用者の相談支援業務をはじめ金銭管理、その他支援に必要な計画書等の作成業務の他、所属長が指示する業務。
- (2) 公用車を運転して、市内の金融機関や関係者宅へ出向いて行く業務もございます。

3 受験資格（以下の条件をすべて満たしている方）

- (1) パソコン入力・操作（EXCEL・WORD）できる方 ※業務において常時パソコンを使用します。
- (2) 普通自動車第1種免許を保有している方（ペーパードライバー不可、AT限定可）
- (3) 社会保険等に参加できる方

※本業務で求める人材

応募に際し上記以外の資格要件は問いませんが、業務の多くは高齢者や障がい者等の支援業務が中心となります。高齢者や障がい者等に理解がある方を募集します。

当協議会は子育てをしながら働きやすい職場を目指しており、子育て世代の女性も応募可能です。

※ただし、上記の受験資格があっても、次の各号のいずれかに該当する場合は受験できません。

- (1) 熊本市社会福祉協議会において、嘱託職員として令和8年3月31日で通算契約期間5年間を満了し、6カ月経過していない者
- (2) 成年被後見人または被保佐人及び禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまで、またはその執行を受けることができなくなるまでの者
- (3) 日本国憲法施行の日後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 申込方法

市販履歴書に直近3か月以内の写真を添付し必要事項を記入のうえ、熊本市社会福祉協議会総務課へ持参又は郵送してください。また、履歴書の右上に「短時間勤務嘱託職員（日常生活自立支援事業）」と明記してください。

5 試験日時・試験会場及び合格発表

- (1) 試験日時 応募者へ個別に通知します。
会場 熊本市社会福祉協議会 会議室（熊本市中央区新町2丁目4番27号）
内容 面接試験
- (2) 合格発表 試験終了後7日以内に通知します。

6 合格から採用まで

- (1) 履歴書の記載が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消すことがあります。
- (2) 雇用期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなります。
- (3) 契約更新については、雇用された日の年度を含め最長5年度です。契約更新は、業務量、勤務成績、勤務態度、事業の予算状況、法人の経営状況や事業の廃止等により判断します。

7 給与・勤務時間等

勤務時間 平日 8時30分から17時15分までの間で6時間（週30時間勤務）
※ 通常は9時00分～16時00分の勤務となりますが、所属長が別途指定する場合もあります。

休日 土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12/29～1/3）
※その他、熊本市社会福祉協議会有期雇用嘱託職員設置規程によるものとする。

給与額 138,300円
※社会保険・雇用保険加入、規定により年度ごと昇給あり

通勤手当 あり（自動車等による通勤手当 自宅から勤務地までの距離により支給 上限23,000円）
※公共交通機関は、月額55,000円を上限に実費定期代を支給

賞与 支給あり（採用月によっては支給なし）

退職金 なし

休暇 年次有給休暇（試用期間終了後付与）、特別有給休暇（夏期休暇等）

試用期間 採用後、1カ月は試用期間となります。

8 勤務場所

- ・熊本市社会福祉協議会 中央区事務所（熊本市中央区新町2丁目4-27）
- ・熊本市社会福祉協議会 東区事務所（熊本市東区秋津3丁目15-1）

※勤務先については、応募者の希望先とならない場合があることを予めご了承下さい。

9 試験に関する問い合わせ先

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会 総務課
〒860-0004 熊本市中央区新町2丁目4番27号
TEL（096）322-2331 FAX（096）359-1800